

都市計画部

議案第166号 令和7年度大津市一般会計補正予算（第6号）の
うち、都市計画部の所管する部分について

議案第166号 令和7度 大津市一般会計補正予算（第6号）
のうち、都市計画部が所管する部分につきまして、説明をいたしま
す。

まず、今回の人件費補正にかかる給与改定の概要について、ご説
明申し上げます。

今回の給与改定につきましては、令和7年的人事院勧告等に基づ
き、常勤職員及び会計年度任用職員の給与を改定しようとするもの
でございます。

資料「令和7年度大津市職員の給与改定について」に沿ってご説
明を申し上げます。

まず、常勤職員の改定について説明いたします。

（1）の給料表の改定をご覧ください。

給料については、今回的人事院勧告による増額改定により、行政
職給料表適用者では、平均引上率としては、3.35%、平均引上
額は、10,847円となります。他の給料表においては記載の通

りであり、実施時期は令和7年4月1日に遡及適用するものであります。

2ページ目をお願いいたします。

(2) の給与改定率ですが、給料の改定による地域手当のはねかえり分を含めた給与改定率は3.06%となり、給与改定額は12,033円となるものであります。

3ページ目をお願いいたします。

(3) の令和7年度の期末・勤勉手当の改定についてであります
が、12月期に、一般職員、暫定再任用職員とともに、それぞれ
0.025月引き上げるものであります。

4ページ目をお願いいたします。

(4) の令和8年度の期末・勤勉手当の改定についてであります
が、令和7年度12月に引き上げた月数を、令和8年度6月及び
12月に均等に配分して引上げを行います。

このため、一般職員、暫定再任用職員とともに期末手当及び勤勉手
当について、それぞれ0.0125月ずつ引き上げるものであります。

5ページ目をお願いいたします。

(5) の通勤手当の改定についてでありますが、自家用自動車を
利用する場合の手当額を、14キロメートル以上については、距離

区分に応じて、100円～8,500円の間で増額するものです。

6ページ目をお願いいたします。

(6) の給与改定に伴う会計別所要額ですが、一般会計、特別会計、企業会計を合わせて、人事院勧告に伴う影響額が5億6,700万円余りとなるものであります。

7ページ目には、給料と各種手当について、会計別の影響額を記載しております。

8ページ目をお願いいたします。

次に会計年度任用職員の改定についてご説明します。
会計年度任用職員についても、人事院勧告等の内容を踏まえた改定を行うものです。

(1) の給料表の改定ですが、国の給料表に対応して同様の改定を行います。例としまして、行政職給料表の改定額は月額11,100円から12,300円となっております。

9ページ目をお願いいたします。

(2) の期末勤勉手当支給月数の改定につきましては、常勤職員と同様の改定を行うものです。

10ページ目をお願いいたします。

(3) の影響額ですが、給料・報酬が2億7,800万円余り、

期末勤勉手当が1億200万円余り、通勤手当が39万円余り、合計で3億8,100万円余りの増額となるものであります。

また、個別の職員に係る具体例として、事務補助の職員で、1日7時間、週5日勤務である場合の初年度の給与について、改定前後の金額を記載しております。月額で約1万2千円、期末勤勉手当を含む年額では、約21万円の増額となります。

以上が、給与改定の概要でございます。

【歳出】

次に、歳出についてご説明いたします。

47ページをお願いいたします。

款8 土木費 項1 土木管理費 目3 建築指導費

説明欄1 常勤職員給与費（36人） 714万9千円 の増額につきましては、開発調整課及び建築指導課の正規職員36人分の給料及び職員手当等の補正であり、職員の異動並びにさきの人事院勧告等を踏まえた職員給与費及び職員手当等の増額によるものです。

説明欄2 建築、開発指導経費 569万5千円 の増額につきましては、開発許可、建築確認業務等に係る8人分の会計年度任用職員雇用経費の補正であり、職員の異動並びにさきの人事院勧告等

を踏ました報酬及び職員手当等の増額によるものです。

49ページをお願いいたします。

項4 都市計画費 目1 都市計画総務費

説明欄1 常勤職員給与費（29人） 483万6千円 の減額のうち、263万8千円 の減額につきましては、都市計画課及び都市魅力創造課の正規職員25人分の給料及び職員手当等の補正であり、職員の異動等に伴う職員給与費及び職員手当等の減額によるものです。

説明欄2 都市計画企画調整費 37万5千円 の増額につきましては、都市計画業務に係る1人分の会計年度任用職員雇用経費の補正であり、さきの人事院勧告等を踏ました報酬等の増額によるものです。

説明欄3 都市景観形成推進費 173万6千円 の増額につきましては、屋外広告物及び景観業務に係る7人分の会計年度任用職員雇用経費の補正であり、さきの人事院勧告等を踏ました報酬等の増額によるものです。

説明欄4 会計年度任用職員雇用経費 45万6千円 の減額につきましては、部内各所属に配置する事務補助業務等に係る9人分の会計年度任用職員雇用経費の補正であり、職員の異動等に伴う報

酬等の減額によるものです。

目 2 街路費

説明欄 1 (補助) 都市計画道路整備推進費 110万4千円

の増額につきましては、市街地再開発事業に係る1人分の会計年度任用職員雇用経費の補正であり、さきの人事院勧告等を踏まえた報酬等の増額によるものです。

目 3 公園費

説明欄 1 常勤職員給与費 (18人) 560万3千円 の増額

につきましては、公園緑地課の正規職員18人分の給料及び職員手当等の補正であり、職員の異動並びにさきの人事院勧告等を踏まえた職員給与費及び職員手当等の増額によるものです。

説明欄 2 公園緑地等維持管理費 112万2千円 の増額につきましては、都市公園や児童遊園地の管理業務に係る4人分の会計年度任用職員雇用経費の補正であり、さきの人事院勧告等を踏まえた報酬等の増額によるものです。

項 5 住宅費 目 1 住宅管理費

説明欄 1 常勤職員給与費 (16人) 78万5千円 の増額につきましては、住宅政策課の正規職員16人分の給料及び職員手当等の補正であり、職員の異動並びにさきの人事院勧告等を踏まえた

職員給与費及び職員手当等の増額によるものです。

目 3 住宅対策費

説明欄 1 空家等対策費 24万1千円の増額につきましては、空き家の管理業務に係る1人分の会計年度任用職員雇用経費の補正であり、さきの人事院勧告等を踏まえた報酬等の増額によるものです。

以上をもちまして、都市計画部が所管いたします部分の説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。